

子ども医療費給付制度 変更届について

子ども医療費給付制度の受給資格者（満18歳に達した日以後の最初の3月31日までのお子様）について、以下のような場合には届出が必要です。必要なものをお持ちいただき、鏡野町役場保健福祉課または各振興センターにてお手続きをお願いいたします。

※令和3年3月31日までは下記に加えて印鑑が必要です。

届出が必要な場合	届け出に必要なもの	
健康保険証が変わった場合	新しい健康保険証	<ul style="list-style-type: none">健康保険証に関する登録内容を新しいものに変更します。受給資格者証については変更がないので、そのままお使いいただけます。
氏名が変わった場合	新しい健康保険証、受給資格者証	<ul style="list-style-type: none">新しい氏名の受給資格者証をお渡しします。
住所が変わった場合（町内転居）	受給資格者証	<ul style="list-style-type: none">新しい住所の受給資格者証をお渡しします。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当：芦田
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

国民健康保険の手続きについて

国民健康保険は、自動的に喪失しません。

国民健康保険から他の健康保険への切り替えは、自動でおこなわれません。新しい保険証を取得されたときは、必要なものをご持参の上、役場（保健福祉課）または各振興センター窓口で手続きを行ってください。

■必要なもの

- ①国民健康保険証 ②新しく加入した健康保険証（「健康保険資格取得証明書」でも可）
③マイナンバー（個人番号）がわかるもの ④本人確認ができる書類（運転免許証など）

●喪失手続きをしないでいると国保税の請求が続きます。

（例）

会社に就職して、新しく社会保険の保険証を受け取り、医療機関へは新しい保険証で受診していた。毎月、国民健康保険税の納付書が届くが、そのままにしていた。後日、役場から国民健康保険税納付の督促が届き、国保税が滞納になっていることがわかった。

●他の健康保険に加入したが新しい保険証をまだ受け取れないとき

職場の健康保険に加入しても、新しい保険証をすぐに受け取れない場合があります。その時は、職場から「健康保険資格取得証明書」を発行してもらい、役場へ提出することで、喪失手続きができます。他の健康保険加入後に国民健康保険証で受診した場合は、鏡野町が負担した医療費を返していただくことになります。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 国保係 担当：山本・小林
電話(0868)54-2986